

4 産業及び職業分類表

◎ 産業分類の要点（「日本標準産業分類」平成25年10月改定）

産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、同種の経済活動を営む事業所の総体と定義される。事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれ、一定の場所すなわち一区画を占めて経済活動を行っている経済活動の場所的単位である。事業所の産業は、主要業務により決定する。

※日本標準産業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口（<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>）で閲覧することができます。（どの産業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

A 農業、林業 耕種、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。なお、植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所及び昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。耕種農業、畜産農業、農業サービス業（園芸サービス業を除く）、園芸サービス業、育林業、素材生産業、特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）、林業サービス業、その他の林業がここに入る。ただし、精米業については「E1 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業」、農業協同組合（信用事業、共済事業と併せて他の大分類にわたる）については「Q 複合サービス事業」、農業協同組合（金融上の便益のみを提供するもの）については「J1 金融業」、獣医業については、「L3 その他の専門・技術サービス業」、森林総合研究所は「L1 学術・開発研究機関」、大学演習林は「O1 学校教育」、製材業は「E10 その他の製造業」に分類される。

B 漁業 海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業がここに入る。

C 鉱業、採石業、砂利採取業 有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業等がここに分類される。ただし、石炭からのコークスの製造、石油の精製に従事する事業所は「E4 化学工業、石油・石炭製品製造業」、ガスを製造し、導管により供給する事業所は「F 電気・ガス・熱供給・水道業」に分類される。

D 建設業 注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。ただし、主として自己建設で維持補修工事を施行する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。一般土木建築工事業、土木工事業（舗装工事業を除く）、舗装工事業、建築工事業（木造建築工事業を除く）、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業、電気工事業などの設備工事業などがここに分類される。ただし、屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）は「L3 その他の専門・技術サービス業」、看板書き業は「R2 その他のサービス業」に分類される。

E 製造業

有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

- 1 **食料品・飲料・たばこ・飼料製造業** 各種の飲食料品、氷、有機質肥料、家畜・家きんの飼料などを製造する事業所が分類される。畜産・水産食料品・農産保存食料品製造業、調味料製造業、パン・菓子製造業、飲料製造業などがここに分類される。また、たばこ製造業及び葉たばこ処理業を行う事業所が分類される。日本たばこ産業株式会社工場・原料工場などがここに入る。
- 2 **繊維工業** 製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行う事業所が分類される。化学繊維を製造する事業所も含む。ただし、グラスウール、ロックウールなどの紡績を行う事業所は「E10 その他の製造業」、個人の注文によって店持ちの布地を用い洋服の仕立てを行う洋服店は、「I2 小売業」に、主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所は、「N 生活関連サービス業、娯楽業」に分類される。
- 3 **印刷・同関連業** 印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される。印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業がここに入る。
- 4 **化学工業、石油・石炭製品製造業** 化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、又は最終処理を行う事業所のうち他の分類に特掲されないもの、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主原料として練炭・豆炭を製造する事業所、舗装材料を製造する事業所、プラスチック製品及びゴム製品を製造する事業所がここに分類される。化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、石油精製業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業などがここに入る。ただし、主として鉄、非鉄金属の製錬及び合金、核燃料の製造を行う事業所は「E5 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業」に、主として調味料、ゼラチンを原料とする菓子、動植物油脂の製造及び食用油脂の精製を行う事業所又は、アルコール飲料、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「E1 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業」に、主として硫黄の蒸留を行う事業所は「C 鉱業、採石業、砂利採取業」に、主としてガラスの製造、石灰石、ドロマイトのほう焼を行う事業所は「E10 その他の製造業」に、主として購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない事業所は「I 卸売業、小売業」に、ガスを製造し、導管により一般の需要者に供給する事業所は「F 電気・ガス・熱供給・水道業」に分類される。
- 5 **鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業** 鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の casting 品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の casting、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所、ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種の金属製品を製造する事業所が分類される。製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、ブリキ缶・その他のめっき板等製品

製造業，洋食器・刃物・手道具・金物類製造業，暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業，ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業などがここに入る。核燃料を製造する事業所も含まれる。

6 はん用・生産用・業務用機械器具製造業 はん用的に各種機械に組み込まれ，あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所，物の生産に供される機械器具を製造する事業所，業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。ボイラ・原動機製造業，ポンプ・圧縮機器製造業，一般産業用機械・装置製造業，農業用機械製造業（農業用器具を除く），建設機械・鉱山機械製造業，繊維機械製造業，生活関連産業用機械製造業，基礎素材産業用機械製造業，金属加工機械製造業，半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業，事務用機械器具製造業，サービス用・娯楽用機械器具製造業，計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業，医療用機械器具・医療用品製造業，光学機械器具・レンズ製造業，武器製造業などがここに入る。なお，電気機械器具，情報通信機械器具などに用いられる電子部品，デバイス，電子回路を製造する事業所は「E7 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に，電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所，電気エネルギーの発生，貯蔵，送電，変電，及び利用を行う機械器具を製造する事業所，主として電気計測器，電子測定装置を製造する事業所，民生用電気機械器具を製造する事業所は「E8 電気・情報通信機械器具製造業」に，輸送用機械器具を製造する事業所は「E9 輸送用機械器具製造業」に，理化学用のガラス器具及び陶磁器を製造する事業所は「E10 その他の製造業」にそれぞれ分類される。

7 電子部品・デバイス・電子回路製造業 主として電気機械器具，情報通信機械器具などに用いられる電子部品，デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。電子デバイス（電子管，光電変換素子，半導体素子，集積回路，液晶パネル・フラットパネル）製造業，電子部品（抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品，音響部品・磁気ヘッド・小型モータ，コネクタ・スイッチ・リレー）製造業，記録メディア製造業，電子回路製造業，ユニット部品（電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニットなど）製造業などがここに入る。ただし，電子計算機・同附属装置，通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は，「E8 電気・情報通信機械器具製造業」に分類される。

8 電気・情報通信機械器具製造業 電気エネルギーの発生，貯蔵，送電，変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所並びに通信機械器具及び関連機器，映像・音響機械器具，電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業，産業用電気機械器具製造業，民生用電気機械器具製造業，電球・電気照明器具製造業，電池製造業，電子応用装置製造業，電気計測器製造業，通信機械器具・同関連機械器具製造業，映像・音響機械器具製造業，電子計算機・同附属装置製造業などがここに入る。ただし，絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は，「E5 鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業」に分類される。

9 輸送用機械器具製造業 自動車，船舶，航空機，鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車，牛馬車など）を製造する事業所が分類される。自動車・同附属品製造業，鉄道車両・同部分品製造業，船舶製造・修理業，船用機関製造業，航空機・同附属品製造業，産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業，自転車・同部分品製造業などがここに入る。ただし，船舶部分品製造業は部分品の種類によりそれぞれの箇所に，船体塗装業は「D 建設業」に分類される。

10 その他の製造業 木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，な

めし革・同製品・毛皮製造業，窯業・土石製品製造業，貴金属・宝石製品製造業，装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業，時計・同部分品製造業，楽器製造業，がん具・運動用具製造業，ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業，漆器製造業，畳等生活雑貨製品製造業などがここに分類される。

F 電気・ガス・熱供給・水道業

電気，ガス，熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。電気業，ガス業，熱供給業，上水道業，工業用水道業，下水道業などがここに分類される。ただし，天然ガスの採取を行う事業所は「C 鉱業，採石業，砂利採取業」に分類される。

G 情報通信業

情報の伝達を行う事業所，情報の処理，提供などのサービスを行う事業所，インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所が分類される。通信業，放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業，映像・音声・文字情報制作業がここに分類される。ただし，主として郵便物又は信書便物の引受・取集・区分及び発送を行う事業所は「H 運輸業，郵便業」に，郵便局は「Q 複合サービス事業」に，郵便貯金銀行として銀行業を行う事業所は「J1 金融業」に，郵便保険業は「J2 保険業」に分類される。

H 運輸業，郵便業

鉄道，自動車，船舶，航空機又はその他の運送用具による旅客，貨物の運送業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業を営む事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所が分類される。鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業，郵便事業株式会社が行う郵便業（信書便事業を含む）がここに分類される。ただし，郵便局は「Q 複合サービス事業」に分類される。

I 卸売業，小売業

原則として，有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。なお，販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装，洗浄，選別等），取付修理は本分類に含まれる。

- 1 卸売業** 小売業又は他の卸売業に商品を販売する事業所，主として業務用に使用される商品を販売する事業所，他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い，又は仲立人として商品の売買のあっせんをする事業所が分類される。卸売業，総合商社，貿易商社，問屋，製造問屋，商事会社，代理商，仲立業，日本たばこ産業株式会社（工場を除く）などがここに入る。
- 2 小売業** 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所が分類される。

J 金融業，保険業

金融業又は保険業を営む事業所が分類される。

- 1 金融業** 銀行業，郵便貯金銀行，協同組織金融業，貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関，政府関係金融機関，金融商品取引業，商品先物取引業，補助的金融業等がここに分類される。
- 2 保険業** 郵便保険業を含むあらゆる形態の保険業を行う事業所，並びに保険代理業，保険会社及び保険契約者に対する保険サービスを行う事業所が分類される。農業及び漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所も本分類に含まれる。ただし，社会保険事業を行う事業所は「P2 社会保険・社会福祉・介護事業」又は「S1 国家公務」若しくは「S2 地方公務」に分類される。

K 不動産業，物品賃貸業

不動産業又は物品賃貸業を営む事業所が分類される。

- 1 不動産取引・賃貸・管理業** 主として不動産の売買，交換，賃貸，管理又は不動産の売買，貸借，

交換の代理若しくは仲介を行う事業所が分類される。建物売買業，土地売買業，不動産代理業・仲介業，不動産賃貸業，不動産管理業などを行う事業所などがここに入る。

- 2 物品賃貸業** 主として産業用機械器具，事務用機械器具，自動車，スポーツ・娯楽用品，映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所が分類される。ただし，不動産の賃貸を行う事業所は「K1 不動産取引・賃貸・管理業」に，船舶を貸渡しする事業所は「H 運輸業，郵便業」に，映画館，劇場，競輪場，競馬場などの施設を賃貸する事業所は「N 生活関連サービス業，娯楽業」に分類される。

L 学術研究，専門・技術サービス業 主として学術的研究などを行う事業所，個人又は事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業所で他に分類されないサービスを提供する事業所が分類される。

- 1 学術・開発研究機関** 学術的研究，試験，開発研究などを行う事業所が分類される。
- 2 法務** 法務に関する事務，助言，相談，その他の法律的服务を行う事業所が分類される。法律事務所，特許事務所，公証人役場，司法書士事務所，土地家屋調査士事務所，行政書士事務所がここに入る。ただし，刑務所，裁判所は「S1 国家公務」に分類される。
- 3 その他の専門・技術サービス業** 財務及び会計に関する監査，調査，相談のサービス，税務に関する書類の作成，相談のサービス及び土木建築に関する設計，相談のサービス並びに他に分類されない自由業的，専門的なサービスを行う事業所（「L2 法務」を除く）などが分類される。公認会計士事務所，税理士事務所，社会保険労務士事務所，デザイン業，著述・芸術家業，経営コンサルタント業，純粹持株会社（日本郵政株式会社），広告業，獣医業，土木建築サービス業，機械設計業，商品・非破壊検査業，計量証明業，写真業などがここに入る。

M 宿泊業，飲食サービス業 宿泊業又は飲食サービス業を営む事業所が分類される。宿泊業，飲食店，持ち帰り・配達飲食サービスがここに入る。ただし，貸間業は「K1 不動産取引，賃貸，管理業」に，社会福祉施設の宿泊所は「P2 社会保険・社会福祉・介護事業」に分類される。

N 生活関連サービス業，娯楽業 主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し，又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類される。洗濯・理容・美容・浴場業，旅行業，家事サービス業，衣服縫製修理業，物品預り業，火葬・墓地管理業，冠婚葬祭業，娯楽業（映画・ビデオに付帯するサービスを行う事業所を除く（「G 情報通信業」）），映画館，興行場，興行団，競輪・競馬等の競走場，競技団，スポーツ施設提供業，公園，遊園地，遊戯場などがここに入る。

O 教育，学習支援業 学校教育を行う事業所，学校教育の支援を行う事業所，学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所，学校教育の補習教育を行う事業所及び教養，技能，技術などを教授する事業所が分類される。通信教育事業，学習塾，図書館，博物館，植物園などの事業所も本分類に含まれる。ただし，保育所は「P2 社会保険・社会福祉・介護事業」に分類される。

- 1 学校教育** 所定の学科課程を教授する事業所及び高等教育機関の評価，センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所が分類される。幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学，短期大学，高等専門学校，専修学校，各種学校，学校教育支援機関及び幼保連携型認定こども園がここに含まれる。
- 2 その他の教育，学習支援業** 学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所，学校教育の補習教

育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所が分類される。公民館、図書館、博物館、動物園及び青少年教育施設等の社会教育施設、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業などがここに含まれる。

P 医療、福祉 医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類される。

1 **医療業、保健衛生** 医療業には、医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される。保健衛生には、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）など保健衛生に関するサービスを提供する事業所が分類される。病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）などがここに入る。ただし、主として医師又は歯科医師が発行する処方せんに基づいて、医薬品を調剤する事業所は「I 2 小売業」、もっぱら医学、歯学理論の研究を目的としている研究所又は試験所は「L 1 学術・開発研究機関」、獣医業は「L 3 その他の専門・技術サービス業」に分類される。

2 **社会保険・社会福祉・介護事業** 社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所が分類される。社会保険事業団体、福祉事務所、保育所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業などがここに入る。

Q 複合サービス事業 信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局（郵便局株式会社）、郵便局委託事業（簡易郵便局）、農林水産業協同組合等が分類される。なお、単一の事業を行う協同組合の事業所はその行う業務によりそれぞれの産業に分類される。

R サービス業（他に分類されないもの） 主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

1 **宗教** 神道系、仏教系、キリスト教系並びにその他の宗教の各宗教系統ごとに、礼拝施設を備える宗教団体である神社、寺院、教会等及びこれらを含む宗教団体の事務所である教務本庁、宗務所、教団事務所等が分類される。

2 **その他** 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業（製造と修理を分離し得ない各種機械等・同部品製造修理業など他に分類されないものを除く）、職業紹介・労働者派遣業、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、集会場、と畜場、外国公館などがここに入る。

S 公務（他に分類されるものを除く） 国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。

1 **国家公務** 国の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局などであって、本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う事業所が分類される。

2 **地方公務** 都道府県庁、市区役所、町村役場、地方公共団体の組合及びその地方機関などであって、本来の立法事務及び地方行政事務を行う事業所が分類される。

上記以外のもの 産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。